

令和 2 年

# 大蔵村議会会議録

第 2 回定例会      6 月 4 日 開 会  
                         6 月 5 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 2 年 6 月 4 日（木曜日）

第 2 回大蔵村議会定例会会議録  
(第 1 日目)

---

令和2年6月4日（木曜日）

---

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八畝信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和弘君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
産業振興課長補佐	若槻寛君
健康福祉課長補佐	田部井英俊君
教育課長補佐	羽賀明美君
住民税務課長補佐	中島輝美君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      早 坂   勇   一   君

---

議事日程 第1号

令和2年6月4日（木曜日） 午前10時00分 開議

議事日程第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

報告1 肘折温泉郷振興株式会社の経営状況の報告について

報告2 令和元年度大蔵村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 4 一般質問

第 5 議題39号 専決処分の承認を求めるについて 大蔵村税条例の一部を改正する条例  
の制定について

第 6 議題40号 専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例の制定について

第 7 議題41号 専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村一般会計補正予算  
(第6号)

第 8 議題42号 専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村国民健康保険特別  
会計補正予算(第3号)

第 9 議題43号 専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村簡易水道事業特別  
会計補正予算(第4号)

第10 議題44号 専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村特定環境保全公共  
下水道事業特別会計補正予算(第5号)

第11 議題45号 専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村へき地診療所特別  
会計補正予算(第5号)

第12 議題46号 専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村介護保険特別会計  
補正予算(第5号)

第13 議題47号 専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特

別会計補正予算（第4号）

- 第14 議題48号 専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議題49号 専決処分の承認を求めるについて 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）
- 第16 議題50号 専決処分の承認を求めるについて 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）
- 第17 議題51号 大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議題52号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議題53号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議題54号 大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議題55号 大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議題56号 大蔵村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

コロナウイルス対策のために、開会前に村民憲章を行ってございましたけれども、このたびは省略させていただきます。

令和2年第2回大蔵村6月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ本定例会に御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正、妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴していただきます皆様に対し、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回大蔵村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番海藤邦夫議員、7番佐藤 勝議員の両君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の日程についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は本日6月4日から6月5日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日6月4日から6月5日までの

2日間に決定いたしました。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、諸報告に入ります。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より挨拶と併せまして報告いただきます。

報告1、肘折温泉郷株式会社の経営状況の報告について、報告2、令和元年度大蔵村一般会計繰越明許繰越計算書の報告について、報告をお願いいたします。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、改めまして、おはようございます。

令和2年村議会第2回6月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、御多忙中にもかかわらず御出席をいただきました傍聴者の皆様、そして議員の皆様方、御苦労さまでございます。

例年になく春の訪れが早く、周りの山々もすっかり初夏の装いで、観光シーズン真っ盛りの季節を迎えておりますが、今年は新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が発令され、多くの産業に営業自粛要請がなされるとともに、不要不急の外出自粛などの影響により、観光産業を中心に村内経済への影響が大きなものとなっております。緊急事態宣言については5月25日に全国で解除されましたが、感染症の影響が大きく、全国で経済が疲弊した状況にあり、一日も早い復興を願っているところでございます。

皆様、既に御承知のとおり、本村においては、4月5日に初めて感染者が確認されて以降、13名の感染者が確認されましたが、5月4日を最後にこれまで感染者の確認に至らず、終息に向かいつつあるものと考えているところです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしましては、村として、2月25日に私を議長とする新型コロナウイルス対策に係る調整会議を設置し、5回の会議を実施。3月27日には新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げし、8回に及ぶ会議で情報の収集を図るとともに、国や県の指導を仰ぎながら、でき得る限りの感染防止対策を講じてまいりました。また、緊急事態宣言が発出されたことから、4月8日には法定設置の対策本部に切替え、村診療所の医師の指導を頂きながら5回の会議を開催するなど、合計18回の会議を持って感染拡大防止に努めてきたところでございます。

これまで感染拡大防止のため、高齢者や持病を持っている方々、乳幼児、妊婦の方々にマスクの提供を行う一方、村主催の各種事業や行事について、取りやめや延期とさせていただいて

おります。また、国からの要請を受け、村内の小学校、中学校を3月3日から臨時休校としておりましたが、感染拡大が抑えられつつあったことにより、5月11日から徐々に再開しているところでございます。

さらに、議員皆様方の御理解をいただき、村独自の緊急経済対策を実施するとともに、各個人や事業者に対する国や県の支援を漏れなく受けられるよう、産業振興課と商工会大蔵事業所に総合相談窓口を設置し、住民からの相談に対応しているところです。

今議会には、コロナ感染症対策の村独自支援策を盛り込んだ予算関係議案や条例の一部改正、人事案件など、31議案を御提案させていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、いまだ終息に至らず、長い期間にわたって注視していく必要があると考えております。今後とも気を緩めることなく、議員皆様方に御相談申し上げながら、拡大防止策とともに村の経済対策にも真摯に対応してまいりますので、よろしくお願いを申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

それでは、引き続き、報告に入らせていただきます。

報告1 肘折温泉郷振興株式会社の経営状況の報告について。

令和元年度における肘折温泉郷振興株式会社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。詳細につきましては、過日開催の議会全員協議会で御説明しておりますので、省略させていただきます。

報告2 令和元年度大蔵村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和元年度において繰越明許しました、農林水産業費、棚田地域振興緊急対策事業、中山間地域所得向上支援事業。商工費、棚田地域振興緊急対策事業。土木費、村道里道線道路改良事業、村道合海大坪線道路改良事業、村道柳渕豊牧線雪崩防止柵設置事業。災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を別紙のとおり報告をいたします。

以上、報告といたします。

○議長（鈴木君徳君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

---

#### 日程第4 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで2名の方の通告があります。

通告順に発言を許可します。

2番八鍬信一君。

〔2番 八鍬信一君 登壇〕

○2番（八鍬信一君） 小学生の学力低下対策について、教育長に質問をします。

皆さんお手持ちの通告書については、5月19日、通告期限でありまして、現時点では多少内容が変わっておりますので、御理解ください。

全国において新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、学校がいつ再開するのか、またいつ休校になるのか、先の見えない状態が続いております。

大蔵村においても5月11日より再開したものの、分散登校、時差登校、さらには2ないし3時間の短縮授業などが6月5日まで予定されていますが、実質的な授業ができるのか懸念されます。当初6月5日までの予定でしたが、現在は、6月1日より、小中の時差登校があるものの、授業については給食を取り平常に戻しております。

教育関係者の話では、3月からの休校や家庭学習による学力低下、学力格差が拡大化されつつあり、今後の学習指導が重要課題であるとのこと。保護者のみならず、村民皆さんが大変心配されているところです。

これらを解消するのに、各市町村教育委員会でもいろいろ検討されていますが、当委員会ではどのような対策を講じるのかお伺いします。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

〔教育長 有馬眞裕君 登壇〕

○教育長（有馬眞裕君） それでは、私から「小中学生の学力低下対策について」という八鍬信一議員の質問にお答えをします。

新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、約2か月間、小中学校の臨時休業が続いておりましたが、今、八鍬議員さんがおっしゃいましたように、5月11日に始業式、翌12日に入学式を両校とも終え、その後、分散登校、時差登校という配慮をしながら、段階的に学校を再開いたしてきました。おかげをもちまして、6月1日より給食を含めた平常日課に戻すことができいております。まずは安堵をいたしております。ただ、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を願うばかりであります。

大蔵村教育委員会といたしましては、3月の全国一斉休業時より、国や県の指示や指導を受けながら、村小中校長会を中心に、定例、臨時の対策会議を延べ15回ほど開催しました。適切

なる学校運営、でき得る範囲で遅滞なき学習計画についての検討を重ね、それに基づく対応を講じるとともに、学校再開に向けての準備を進めてまいりました。

こうした状況を踏まえての「学力低下・学力格差」の対策についてであります。その取組について大きく3点にまとめさせていただきましたので、御説明させていただきます。

まず、第1に、『年間授業時数の確保のための教育課程の見直し』です。小学校、中学校において、各教科別に定められている標準授業時数の確保をいかにしていくかであります。まずは、各種行事の中止、縮小。次に、夏季・年末年始休業の短縮。そして、1日5時間授業のところを6時間授業とするなどの見直しを図り、何とか国が定める年間標準授業時数の確保ができる見通しであります。これらは、大変苦慮した結果であることを御理解くださるようお願いいたします。

第2に、『小中連携による授業の質的転換の実施』であります。これは、探究型学習に向けた授業改善を目的に、大蔵小、大蔵中、連携して長年研修・研究を積んできた成果の実践であります。教科横断的な学習指導の推進、つまり他の教科とのつながりを意識して意図的に授業を組み立てていくこと、そして「習熟」と「活用」のバランスが取れた授業を構成することにより、効率的に知識と技能が生きて働く確かな学力に高めていこうとするものであります。このたびの感染予防対策としての臨時休校により、限られた授業時間数の中で、効果的かつ深い学びの授業をつくり上げ実践すべく、小中教職員ワンチームとなって取り組んでまいり所存であります。

3つ目は、『村営学習塾・未来塾の見直し』であります。これにつきましては、単に臨時休業による学力対策ではなく、「より効果的な学力向上」を目的とする取組であります。

昨年10月から本年1月まで、月2回、計8回にわたり教育委員会事務局内で「学力向上」をテーマに会議を持ちました。その中で検討された対策の一つとして、平成25年以来、7年間の「未来塾」の実績を踏まえながら、学校の授業との差別化を図り、「未来塾だからこそできること」を視点に内容を刷新いたします。一つは、従来の「一斉授業のスタイル」から可能な範囲で、今後「個別授業のスタイル」へ移行いたします。もう一つは、これまでの算数・数学、英語の2教科から、算数・数学のみに焦点化します。

児童生徒一人一人の習熟度や意欲に応じて個別指導することによって個々の意識を高め、全体の学力の着実な底上げにつなげたい。そうした意味で算数・数学は、系統的な教科であり、個別化しやすく、個の「つまずき」への対応がしやすい教科であります。また、他の教科においても活用頻度が高い基礎教科であり、他教科へのプラスの効果も期待されるところです。

以上、こうした考え、教育委員会の方針で進めてまいり所存でございます。私としては「学習意欲」の低下、格差を招かない、第一の信条として取り組んでいきたいと考えます。

新型コロナウイルス感染症については、いまだ有効な治療法が確立されていない状況から、再び感染拡大が懸念されております。教育委員会として、文部科学省で示している「子供たちが正しく理解し、実践できる新型コロナウイルス感染症の予防策」を徹底し、子供たちの教育に当たってまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木君徳君） 2番八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） ただいま答弁いただきましたように、まず一つは、教育課程における授業時数という話なんですけれども、たしかこれは210日と、小学校ですね。210と聞いていますけれども、その辺、幾ら、何になるにしても順延だからって、幾らで、それで今回どのくらいのマイナスになったのか。これ1点目です。

あと、2点目として、学力低下、格差が今確認されているのかははっきり分かりませんが、この辺の確認をしたら何でやるのか。判断は何でやるのかなということなんですけれども、いろんな案件を見ても、この判断を何ですということにはちょっと私としては分かりかねますので、もし御存じであれば教えていただきたいなと思います。

3点目として、夏休み、それと年末年始の休業によって学習時間を増にするということなんです、実際、そのマイナスになった分を補填できるのかと、通常の学習内容でいいのか、いろいろ遅れもあると思います。その時点で、その内容についていろいろ話ありましたが、まずこの3つですね。

学習内容の中には、授業の質的転換の実施、小中連携によるとか横断的な学習指導、これによって習熟と活用のバランスを取るとありますけれども、実際どのような内容なのか。これらについて答弁をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） まず、時間数、これ日数よりも国の基準は時間数で標準時間数。それで、小学校は、1年から6年まで、それぞれ違います。例えば、小学校6年生で年間950時間という標準時間。それから、中学校は、1年から3年、これは同じで1,015時間の標準、これをしなければならないという決まりなんです。標準です。それぞれこれに見合った各学校の経営がありますから、ですから、標準という答え、まずもって。それで、小学校のほうは、まずおかげさまで194日、これ今の段階です。全て。来れると。それで5時間やっていくと、この

950時間はクリアです。これも最低限を見てるので、これより正直、多少、今後、行事、あとは標準をやろうと。具体的にいうと、5時間のところ、先ほど言ったように、例えばです、週2回、6時間すると11時間、そういった対応をやると、小学校は相当余裕はあるかな。もとい、余裕という言い方、これから何があるか分からない。まず今のところ、その標準時間を確保。ただ、正直、保証はありません。

中学校、このセットに15時間、今現在ぎりぎり1,034時間。若干少なかったです。だから、これを次の年末年始、それから授業時数、部活、クリアしていけば、クリアできると。ぎりぎり行事もそういったもの、中学校含めてすると、クリアはできていると。ただ中身、これから突発的またあれば、この時間数、また国、県全てが見直ししなければならないと思います。

次、格差の判断。これがまた難しく。コロナの一件に限らず、学力のその差をはかる。ただ、これもよく言われる全国学テ、学力テスト、これはあくまでも判定します。ただ、よく皆さん聞いたことある、F R Tという学年、学年、学年でテストということではなく、どれだけこの学年の習熟度、理解できたかという全国的な標準を判断する調査があります。テストではないんです。それで、この学年はこの内容、学年別、知っているだろうかというような一つの判断材料になります。ただし、それがイコール学力ではありません。ですので、やっぱり、学力、判断、格差については明確に判断できるものはやっていない。まずちょっと難しいと思っています。

次、夏休み、年末、これも現時点の話です。現在、予定とされているのは、小学校、8月5日から8月16日まで。中学校、1日遅れて8月6日から同じく16日の夏季どちらかになります。年末年始は、今のところ、先ほど言ったように、何もなければ授業数をやる。こっちから6時間ですよ。そういった工面で、何とか子供たち、それなりの年末年始休業確保できるのかなと考えています。

最後、質的転換。これはどうなる。これも、年間で授業開催ということで山大の教授から長年指導してもらって、ようやく今実践しよう。ある意味、失礼な言い方ですが、こういときだからこそ限られた時間でやろうと今なっております。つまり、英語を行う日にその中に、例えば歴史、あるいは文化メソポタミア文化そういうものを英語で入れると。そうすると、何年から何年まで、それらが何年から何年。それらと合わせて英語の中でも歴史も一緒に活用する。全体の相互的な学習をまずしていく。今まで縦割り、英語、歴史は別だねではなく、その中で他の教科も取り入れた教科ですね。例えば、社会で、そこに算数・数学活用、そういったことをやっていくことが大事だということで、まず学校内からそういうことをやる。今回、そ

ういう授業を組んでいくということです。

以上、ご質問に対するお答えです。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 2番八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 英語を外したということはそういうことであったのだなど、今確認しました。

それで、まずこの夏休み、それから年末年始もかなり少なくなれば、なっていますが、一月ぐらいは、さっきのお話だと12日と11日ということになりますけれども、その間のコロナ絡みがかかなり薄れたところでの家庭での学習、それと生活、これらの指導をやはり今までと違った形でやっていかなければならないのかなと、学力増進のために。その辺をどのように考えているのか。

あと、もう一つは、これも全国的な傾向ですけど、今、休校から再開した中で、子供たちの行動、それから体調に変化があるというような話が出ています。まず一つは、朝、起きてこない。食欲がない。頭痛、腹痛を訴える。あとは、感染症に対して過敏に反応する。物に触ったりする動作などのこと、よくあります。友達との関係もです。あと、今、学校内においては、教室内での会話が少ない。特に休み時間等ですね。大蔵の子供たちはそんなことないという先生方の話でしたけれども、この辺、全くゼロとは言えるのかどうかちょっと分からないですけれども、教育委員会ではどのように把握しているのか。これらについてお伺いします。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 実際は家庭学習、コロナが、また言い方変えれば、決してコロナ対策に限らず、新しくて古い、古くて新しい。ただ、当然、先ほど言った授業数、限られた中で、やっぱり家庭での復習・予習、そうしたプリント等の内容、内容を充実するという方針であります。ただ、その家庭でやっぱり決められた時間、これはやっぱりプリントというか、先ほど言った学力、そういう意欲ですか、学習意欲が低下したり、それを維持、いや、さらなる向上、それを家庭学習、もちろん学校でやるという私の第一信条です。そういったことで、まずはプリント、限られた時間の中で、量より質という考えに立っていきたいと思っております。

それから、感染症対策、これも本当に様々対応あります。今、小学校は40名近いクラスは、おかげさまで、教室等はオープンスペースになったものですから、壁をはらって、国の基準に沿った距離を離してしております。当然、隣の子供との会話が減ります。本当に。ましてや、今までの学校の雰囲気の話ではないと思います。ただ、おかげさまで、外に出なくても課外で、そのときはすごい笑顔です。例えば今、公民館の上、子供たち、大きな声で、帰る声、あ

の声を聞けば、まずはソーシャルメンタルは大部分は何とかクリアできているのかなど。子供たちを信じております。

それから、過敏症のことです。これは、加藤村長が村民に対しての広報でも本当に強く訴えてくれて、それが功を奏し、子供たちにこのことによって差別またそうした類いの広報によって、きちんと学校の現場で指導し、3月の中学校の卒業式、ある子供さんが、当たり前なのが当たり前でない。もったいない、感じた、そして、このたび5月、先日、山新で大蔵中学校の子供たちの記事があり大蔵中学生のプライドを持ち、ピンチはチャンス、あの言葉を私は逆に雨降って地固まる、命の大切さ、人を思いやる、子供たちはこのたびの経験、子供たちにとってすばらしい私は経験だと思っています。

最後に、改めて子供を育てていくことではなく、私が子供に育てられていると気づきました。本当にね、本当です。以上です。

○2番（八鍬信一君） 以上で終わります。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

〔3番 佐藤雅之君 登壇〕

○3番（佐藤雅之君） おはようございます。

まず初めに、このコロナの中で、役場職員の皆さん、経済対策はじめ、感染症対策はじめ日々御尽力しておられることにまず敬意と感謝を表したいと思います。まだ現在進行形中のものでありますが、引き続き村民一丸となってこの危機を乗り切っていきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

私は、村長に対して、コロナ禍の中で複合災害発生時の備えは急務ということで質問いたします。ここで特に強調したいのは、急務ということでございます。当然ある程度の準備期間があれば一定のレベルのものはできると思うんですが、後でも触れますが、非常に災害が続いている中でコロナという複合災害がありますので、これを短期間にどうやるかというのは大いに皆で議論をして、短期間で意思決定をして実行していかなくてはいけないという思いで質問をさせていただきます。

質問の趣旨であります。このたびのコロナウイルスの脅威は、これまで多くの人が経験したことのない未知のもので、かつ現在進行形の脅威です。他方、近年、毎年のように台風等による風水害が本村を含めて襲い、甚大な被害をもたらしています。また、全国で比較的規模の大きい、昨日もありましたが、今朝ですね。地震も多発しています。これまでの自然災害にコロナという新たな感染症が加わったことにより、従来の避難方法や避難場所、連絡網や備蓄品

内容などに見直しが必要に迫られています。この点について、以下の提案も含めて現時点での村の考えを伺います。

①避難所等でのいわゆる3密の回避について。災害の発生状況にもよりますが、旅館等の宿泊施設ともあらかじめ協定等を結び、避難場所を確保し、密集をできるだけ回避するようにしてはどうでしょうか。例えばですが、避難所内でテントを活用したり、つい立てということもありますが、テントなどを使って飛沫等の感染をできるだけ回避できるような形にしてはどうか。これは皆さんも考えていることだとは思いますが、改めて聞きたいと思います。

2つ目が、役場職員、我々議員、そして地区代表などが連絡や会合等を開く場合、これは何でもかんでもというわけにはいかないんでしょうけれども、合理的な範囲内においては、いわゆるオンライン会議が可能となる、そういったシステムの構築を急ぐべきではないでしょうか。

3番目に、備蓄品として、マスク、消毒液、テント、ここにはありませんが、つい立て、後でも触れますが、簡易トイレなど、感染予防の観点も十分に考慮した備蓄体制にすべきではないでしょうか。

4つ目ですが、感染症予防も念頭に置いた住民への避難啓発活動を徹底すべきだと思います。何度もやってはおりますが、ぜひ一層の徹底を図っていただきたいと思います。

以上、質問をします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「コロナ禍の中で、複合災害発生時の備えは急務」という佐藤雅之議員の質問にお答えいたします。

今回のコロナウイルス感染については、本村も含め全国に大きな感染をもたらし、地域経済や住民活動に大きな影響を与えております。

大蔵村では、13名の感染者が確認されましたが、5月4日を最後に感染確認がございません。現在のところ、ひとまず収束といったような感じでございますが、第2波、第3波の襲来に備えるとともに、「新しい生活様式」を実践することで感染予防に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

このような状況下で、議員からは、本村でも自然災害の発生が懸念される梅雨の時期を間近に控え、感染症の発生を防ぐ避難体制など4点について質問を頂きましたので、順を追ってお答えをしてまいります。

まず、1点目の避難所での3密の回避についてお答えします。

現在、大蔵村には指定緊急避難所が23か所、指定避難所として12か所指定されております。指定避難所12か所のうち、8か所については、広い体育館や集会場を併設した施設となっております。それら施設を活用した避難状況を想定した場合、家族間同士の社会的距離、いわゆるソーシャルディスタンスを確保することは可能であると考えます。

しかしながら、どんな大きな施設であっても施設内の空間は共有しなければならない状況であり、それらを幾らかでも回避するための屋内テントや段ボールパーティションの活用も必要になってくると考えております。現在のところ、大蔵村の避難所にはそれらの配備はございません。高額な商品でもあるため、今後想定される被害規模と考え合わせながら、施設に見合った数量を配備していきたいと考えております。

また、旅館等の宿泊施設を避難所に活用してはとの御意見ですが、現在のところ大蔵村ではその想定を考えてはおりません。災害の規模にもよりますが、まずは家庭内での垂直避難について検討し、村民への意識づけを図ってまいりたいと考えます。

新型コロナウイルスなどの現感染症への対策としては、現在指定されている避難所を活用し、避難所受付段階での問診や検温、消毒を強化し、避難所利用時点での感染リスク者の判断を行っていく予定です。

次に、2点目の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3密を防ぐことが最も重要なことと言われております。そうしたことから、テレワークやオンライン会議などが推奨されています。以前よりこうした働き方があったようですが、ここに来てにわかに注目を集めています。

さて、議員からは、役場職員、議員、地区代表などとの連絡事項や会議をオンラインで行えるシステムの構築を急ぐべきとの御提案ですが、現状では早急にできることではないと考えます。通信網につきましては村の事業として光ファイバー網を整備しておりますが、会議を行うとなれば、各家庭のコンピューター機器の有無、性能や通信方法の違いがあること。また、操作に関しても、おのおのの熟知度が違うことから、研修等も必要なこと。さらには、セキュリティの強化、予算の確保も考えなければなりません。このような課題を解決しないことにはオンラインの会議などが成り立たないものかと考えます。

しかしながら、通信技術の進歩などにより、今後、このような仕組みが必要になってくることも考えられます。庁内において鋭意検討をしてまいりますので、議員皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、3点目の備蓄品の感染予防を考慮した対応とのことですが、村内でのコロナ発生後か

ら間もなく、2歳児から中学3年生と妊婦の方を対象に布製マスク2枚を配付、また、高校生と65歳以上の高齢者を対象に紙製のマスクを1人2枚配付いたしております。このうち、紙製マスクについては大蔵村の備蓄用マスクであり、備蓄品がよりよく活用された例であると考えております。

備蓄マスクの使用後については、即座に在庫マスクの確保を行っており、現在約4,000枚のマスクが備蓄されております。そのほか、このたびのコロナ対応で必要を迫られた消毒用アルコールや非接触型体温計など、必要最小限の物品は備蓄している状況にあります。

また、長時間の停電や断水になった場合には、各避難所にありますトイレの利用もできなくなる可能性がございますので、屋内テントや段ボールパーティションと同じように、災害の規模を考慮しながら備蓄していきたいと考えております。

最後の質問であります感染予防も念頭に置いた住民への避難活動の徹底についてですが、議員御承知のとおり、大蔵村では、診療所の深瀬先生より監修していただきました大蔵村版新型コロナウイルスの説明書を全世帯に配布をいたしました。この説明書は多くの住民から好評を得ております。

コロナ禍の中、避難所を利用する際の不明な点があるかと思えます。現在大蔵村で考えておりますコロナ禍の中での避難所利用の手順をもう一度確認し、感染予防を含めた避難所の利用について周知し、避難を望む人が安心安全に施設を利用できるよう準備していきたいと思えます。

今のところ新型コロナウイルス感染症に対するワクチンも治療薬も確立していない状況であるため、この感染症には長い期間にわたり注視していくことが重要であると考えております。村といたしましても気を緩めることなく感染防止に努めてまいりますので、今後とも議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時54分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を行います。

3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） この問題は全国的にも大変緊急な課題ということで、内閣府のほうから

も各自治体に様々な早急な対策をとということで指示が出ている問題ではあると思うんですが、  
ですので、時間はある程度かかる、コンセンサスを得るための時間はかかるんですが、一方で  
急を要する。いつ災害が起きるか分からないという状況なので、ぜひそのスピード感というの  
を、言葉は簡単ですけども、実際難しいわけですが、その点をちょっと、ぜひ熟慮をするけ  
れどもスピードを持っていただきたいとは思いますが。

まず一つ、ちょっと仕組上の問題としてお聞きしたいんですが、一般の災害、水害や台風だ  
とか、あとはいろんな地震なんかの場合は、総務課、危機管理室が対応しますけれども、今回  
の場合のように、コロナのような感染症の場合は特別な対策本部ができるということが今回も  
あったし、あり得ると思うんですが、防災無線もそれぞれ縦割りでやっている部分はありますが  
が、この複合災害が起きた場合にその連携等々について、仮定の話ではあるんですが、今の段  
階で一定のシミュレーションが必要だと思うので、ちょっと細かい質問ですが、どういうふう  
な立てつけを今考えようとしているのか、もう既に考えているのか。お聞かせください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほども冒頭で、佐藤議員からはスピード感を持ってというふうな話で  
ありました。本当に大事なことだというふうに私自身も思っております。過去何回か大蔵村に  
ついては、災害が起きやすい地域、自治体だといったことで、数多くのそういった試練を乗り  
越えてまいりました。その際にも他町村よりも早く、いち早くそういったものを対応をしてき  
たというふうに自負をしているところであります。

ちょっとずれますけれども、例えば肘折の県道崩落に際しましては、旅館関係者、当然地域  
住民からも御協力は頂きましたけれども、日本一安全な温泉であるというふうなお墨つきを頂  
きました。そういうことは、内閣総理大臣賞あるいは国土交通大臣賞というふうな、災害にお  
けるそういった活躍あるいは対処の方法について、しっかりとした経緯で進めたというふうな  
ことの実績をもって、そういうふうに表彰をしていただいたというふうなことがございます。

そういったことで、今回はまるっきり別の、自然災害とは違う災害でございますけれども、  
大蔵村の場合、こんな小さな村でございますので、私は、担当は大事ですけども、全ての課  
を網羅して村一つとなってそれに当たっていくというふうな形の中で、いち早くそれに対する  
本部、あるいは全体の課を網羅した意見交換ができる。そして、それを周知できるように、何  
なりの措置を取ってございます。今回の場合は、先ほど第1回目の答弁で申し上げましたとお  
り、最初は協議会的なもの、それから対策本部、さらには法定の対策本部というふうな形で、  
今は緊急事態宣言が解除になりましたので任意の本部になってございますけれども、いつでも

そういったものが組織できる、そういうふうな体制について内部できちんと話し合いをしてございます。

ということで、私の答弁は以上でございますけれども、それ以上に深く詳しくというふうなことでは、今担当のほうから申し上げますけれども、総務課と同じ並びでございます危機管理室、そして今回の場合は健康福祉課、そういった全ての課が課長さんが委員となって出席をしている中で進めております。まずは総務課のほうから、その辺に関して滝沢課長のほうから答弁をいただきたいというふうに思います。その後、危機管理室の佐藤室長から答弁をいただきます。議長、取り計らいよろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 今村長答弁にございましたとおり、今回に限らず対策本部という名称がついた場合については、危機管理室が連絡調整を行うこととなっています。また、一般的な自然災害についても、その前の連絡会議等がございますが、その辺についても全て危機管理室のほうで担当をしております。今回の場合は、先ほど言った調整会議、コロナに関しての調整会議につきましては、設立の経緯につきましては健康福祉課が主導になりまして、その後、任意の対策本部に移りましたが、その件についても危機管理室が担当というふうなことでございます。

私からは以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 今御質問の件ですけれども、このたびの災害、コロナによるいわゆる被害というか、そういう状況と、これから起きようとしているかもしれない、いわゆる一般災害、もし起きた場合の御心配をなされているというふうに思われます。それに対する回答ですけれども、構成メンバーがほぼ同位するメンバーでございますので、もしこのコロナ禍が収まる前に当然大きな災害が発生した場合には、これに合わせて一般の災害対策本部と並行しましてコロナ対策のほうも行っていくというスタイルで対策を講じていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 私のほうからは感染予防ということで、最初、日本各地のほうで新型コロナウイルスの感染が広がっているよということで、役場内で一応いろいろな行事、会議等、3月にありましたものですから、役場内でその感染防止ということで、いろいろな問

題に役場一丸となって状況を把握することが必要でないかということで、当初、調整会議することを提案させていただきました。その後、いろいろ感染が拡大し、本部の立ち上げということになっております。やっぱりうちの課としましては、感染拡大、村内で発生がないようにということで、住民のほうに広報、啓発を図るためにはそういう立ち上げが必要だということで判断し、調整会議を立ち上げたということです。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 今健康福祉課長もあったように、まず、感染予防というのが第一義的だと思うんですが、実際それをしているにもかかわらず、実際、避難所等で発熱等があつて感染が疑われた場合、ここでもリスク者の判断をということで行っていく予定だとあるんですが、実際に残念ながらコロナにかかった、ないしは疑わしいという方が出た場合の、頭の体操になるかもしれませんが、シミュレーション、試行判断上は、どういった形でそれを補完するかというのは、ある程度は想定しているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 避難所での感染者の対策ということですが、答弁の中でもありましたとおり、まず第一に受付の段階で、避難所というのは受付簿を備えておまして、必ず個人一人一人受付することになっております。その段階で、まずは検温、あとは問診による、そういうふうな危ないところに行っていなかったか、そういうことをやって、まず、そこで絞りたいと思います。それで、熱がある方がもしいたと、なおかつコロナの感染の疑いがある方がもし来た場合には、各避難所に個室がありますので、まずはそれを活用して、その個室の中に避難するべきではないかなと今のところは考えております。もしそれが多かつた場合にはとても対応できなくなるわけなんですけれども、それはさっき議員さんの御指摘にありましたとおり、パーティションなりを使ってしなければいけない段階に来るのかなということも想定しておまして、答弁書の回答のとおり、これから、緊急を要するところもあるんですけれども、予算と相談しながら、そういうパーティションを仕切れる感染防止するための対策を徐々に意を用いて当然構築していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） ちょっと全然別になるんですが、いろんなパーティションだとか、テントというのがありますが、これはちょっと確たる科学的な証明はないんですが、どうやらト

イレが感染源になりつつあると、危険だということで、共同使用がなかなか感染を招くんじやないかという研究結果もある中で、断水だとか停電になった場合は考えなくてはいけない支障部とは書いてありましたが、断水だとか停電以前に、簡易トイレといってもそれが衛生上いいかどうかというのがあります、やっぱり共同で使うこと自体が最初からリスク予防の観点からいうと危ないのではないかなというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 危機管理室のほうでも、避難所に数名、数十名が避難した場合には、その共有するトイレがやっぱり一番問題だと思われま。基本的には、当然水道が稼働しているうちはトイレを何人かが使うわけなんですけれども、使ったら消毒するというふうな対策を講じていかなければならないというふうに今のところ想定しております。それによって、幾らかの感染予防につながるのではないかなと。議員おっしゃっておりますとおり、どうしても電気等が寸断しまして水の供給ができなくなった場合には、そこからは簡易トイレの設置。ただ、簡易トイレも、数が今大蔵村で8個ぐらいしかないんです。ですから、それもできる限り1人使ったら消毒といった形で繰り返しできるだけ使って行って、感染予防をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） なかなかちょっと現状としては課題があるような気がします。規模的な問題も含めて、予算的な問題も含めて。

ちょっと観点は変わりますが、旅館業者と宿泊業者との協定を事前に結んだらどうかという質問をしたんですが、村としては考えがないということだったんですが、確かに肘折温泉は、歴史からいいますと、災害が起きて、あえて山間部に逃げるということがそもそも安全なのかという観点もあると思うんですが、ただ、肘折や四ヶ村で起きた場合だとか、そもそも住んでいるのは山間部で起きた場合のことを考えて、そういった人たちの密集を避けるという意味で、全国的にもこういった宿泊施設を利用するということが今検討が進んでいます。それで、旅館の組合長に聞いたらば、肘折温泉入っているわけじゃないんでしょうけれども、山形県と温泉旅館組合さんが県とはそういった協定をもう既に結んでいるそうです。そういうことも踏まえますと、もちろん県と結ぶのはいいんですが、大蔵村にそれを落とし込んだ場合に、村にはそういう協定がないとか。あと、県から直接宿泊施設に指示をするというの、ちょっとやっぱり村が中抜きされてしまうという混乱のもとになる可能性もあるので、場合によっては、県

のほうでそういった協定があるのであれば、それと連携できるような準拠できるような形で協定をつくって、こういう混乱を避ける。スムーズに仮にそういうことがあればうちでできるようにしたらよいのではないかと思うんですが、その点どうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員の言うことも私はある程度理解しています。県がしているから大蔵村もというふうな理屈ではなくて、大蔵村なりのそういったやり方があるのではないかなということを考えれば、せっかくある旅館ですのでそういったものを活用してはどうかというふうなことだろうというふうに思っていますが、ただ、大蔵村の肘折の場合ですと、四ヶ村は別として、今、大きな避難所も造りました。そういったことで、災害の種類によってそれぞれ使い分けができるようにしてございます。また、銅山川というふうな川を挟んで、いろんな災害が想定される。そういうときに、決して宿泊されている方々は避難をするというものではなくて、先ほども第1回目の答弁で申し上げたとおり、垂直避難というふうなことも、しっかりまずそういうことも検討をしていかなければならないということ。それから、その前段で、商売として宿泊されているわけですので、その旅館がある程度責任を持って、避難とか、そういうことはやっていただく、これはもう事前に話合いができてございます。そういったことを考えたときに、大都会のような考え方でなくても私はいいのではないかというふうな思いで、これをまだやらなくてもいいというふうな思いです。当然、提携といいたまいますか、協定をやっている、やっていなくても、非常事態には、自分たちのことですので、どうにでもなるというふうには私は考えてございます。ただ、それは無理押しではなくて協力というふうな形で、自分たちの命を守るというふうなことで、そこはクリアできるのかなと思っています。あえてそこまで踏み込む必要はないのかなというふうな判断でした。ただ、議員が言われるように、もし旅館の皆様方が特に肘折温泉として安全PRするためにそういうふうなことをぜひやってほしいというふうなことであれば、今後いろんな形で話を詰めてというふうなこともあろうかと思えますけれども、今のところの中ではもっとももっといろんな基本的な対策、避難の訓練、そういったものを充実していかなければならないのではないかというふうな思いで、この答弁に書いたとおりであります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 私の質問とちょっとかみ合っていないところがあったかなと、答弁は要りませんが、宿泊されているお客さん対応ではなくて、一般住民の避難先として旅館を活用し

てはということなので、商売という以上に、社会貢献とか、地域貢献という文脈で、旅館や宿泊での対応を協議したらどうかという趣旨で質問したので、そこはちょっと違いがあったかなと思います。それは、先ほど言ったようにですね。

ちょっと順不同にはなりますが、オンラインですね。これについても確かに様々な問題がありますし、技術的、あと受ける側の人間のほうのそういった熟達度の問題もあるんですが、思った以上に、セキュリティーの問題も一方でありつつも、例えばZ o o mという機能があると比較的簡単に非常に低コストでスムーズに、スムーズというのは人によりますけれども、割と簡単にできる機能も今はあるんですね。だから、議決を要するものだとか、そういった何かを決定するという、そういうものに、それから法的な有効性があるかどうかというのは試行実験として考える必要はあるんで、時間はかかると思うんですが、必ずしも議決を要さなかったり、打合せなり、意見調整としては十分に使えるかつ低コストのツールも今開発されていますので、なかなかこれには時間がかかるとなってしまうと、いざという災害にちょっと填補として間に合わないような雰囲気にも見えるので、ここはぜひ具体的に、若い職員の方では得意な方もいらっしゃると思いますんで、年齢に関係ないですけども、その辺はもう少し検討を早急に進めていただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 実は、今回のコロナの感染対策あるいはそういった話合いというふうなことで、山形県の市町村、35市町村長が一堂に会したということで、一堂に会するというのはそのウェブ会議の中ですけれども、知事を先頭にそういうふうな形で先般行ったところでありました。私もコロナのこういった大人数が発生した自治体であるというふうなことで積極的に発言をさせていただいたんですけども、その中で、やっぱりスムーズに役場の職員が結構準備を図って、そういったことをやりました。このことを一般家庭ですというふうになれば、ここに答弁にもあるとおり、大変難しいこともあるのかなというふうに思っています。ただ、機械器具もそうですけれども、その技術的な差をどういうふうにするかというふうなこと。答弁と同じことを言いますが、私は決してそれを否定するのではなくて、本当に近い将来、将来というか、もう近々、こういったことに慣れなくてはいけないんだろうというふうに思っていますけれども、それを見据えて大蔵村の場合は全戸に光ファイバーを配信というか、線を引いているわけですので、それについてはいい仕事をしてきたなというふうに思います。そういうことで、全戸でそういったことができるように当然ならなくちゃいけないんでしょうけれども、むしろ、それもそうですけれども、私は医療関係のほうでそういったものが使えて

いければなというふうに思っています。そういうことも近い将来必要になってくるだろうと思います。

私の不足するところは、担当の滝沢総務課長に少し説明をさせていただきます。議長、取り計らいよろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 最初の答弁でも申し上げましたとおり、実は今村長がおっしゃったとおり、市町村長会議をオンラインで行いました。それはあくまでも専用回線で行っておりまして、というのは、セキュリティーの関係がありますので、今の佐藤議員がおっしゃったZoom、今注目されていますけれども、つないでしまえば非常に操作の要らないオンライン会議ができます。ただし、つなぐまでの環境をちゃんと整備しないと、途中で通信が切れたり、またはウイルスに侵入されたりというふうなことが非常に多々多いというふうなことを聞いております。役場のほうのセキュリティーも二重三重のセキュリティーになっています。当然、相手方、例えば住民とオンラインする場合についても相手方のセキュリティーも強化をしていただかないと、役場にウイルスが入ってしまったという場合も想定されますので、その点もやっぱり解決しないと。また、膨大な予算もかかると思います。最初の答弁でもありましたとおり、今後ますますそういうふうな会議等も必要となってくるかと思っておりますので、そこら辺は十分検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 時間もありますので、そうですね、オンラインについては、いろんな階層というか、レベルというか、簡単な連絡から非常に機密性の高いものまであったり、あと議決を要するとか、そういう高技術的な問題もあったりして一様ではないと思うんですね。ただ、役場として送る分には、簡単なものであっても重いものであっても一定のセキュリティーの中に入っているんで、最高水準のセキュリティーじゃないとなかなか受け入れられない部分もあるのかもしれない。だから、今後の技術の発展も見ながら、見据えながら、ただ、あわせて、緊急事態に間に合わなかったではちょっとまずいので、早めのこれはいろんな知恵を絞ってやっていただければというふうに思います。

今日のところは、コロナ対策で今一生懸命になっている中ですので、現在進行形のことであっても、明確にこうだというのは誰も分からない部分もあると思いますので、こういった方向性を確認させてもらったということで終わらせていただきます。終わります。

○議長（鈴木君徳君） 以上で一般質問を終わります。

---

日程第5 議第39号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第39号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第39号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、村税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第39号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

提案理由につきましては、地方税法の一部改正により、大蔵村税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により専決処分したので、承認を求めるものであります。

専第9号

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、内容説明は割愛させていただきたいと存じます。

それでは、ただいま御覧になっている資料の次の次のページ、3枚めくっていただいて、3枚目をお開きください。

#### 附則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中大蔵村税条例附則第14条第1項及び第14条の2第3項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

##### (村民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大蔵村税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和元年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払いを受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第28条の3第1項の規定は、施行日以後に支払いを受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用する。

4 新条例第44条第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

##### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第59条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第59条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第80条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知っ

た者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

次のページをお願いいたします。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

以上の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年3月31日

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第6 議第40号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第40号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第40号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第40号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年6月4日提出

大蔵町長 加藤 正 美

提出理由につきましては、こちらも地方税法の一部改正によって、大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法の規定により専決処分したので、承認を求めるものです。

議案書のほうですけれども、

専第10号

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大蔵村国民健康保険税条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第9条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる

規定の施行の日の属する年の翌年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大蔵村国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年3月31日

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第7 議第41号 専決処分の承認を求めるについて

令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第41号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第41号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額から1億1,800万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,110万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債の補正は「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 〔以下、各担当課長より議案の詳細説明〕

議第41号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、補正予算書をお開きください。一番厚い補正予算書になりますので、よろしくお願いたします。

それでは、2ページをお願いいたします。

専第1号

令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

令和元年度大蔵村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,110万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年3月31日

大蔵村長 加藤正美

それでは、7ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、変更でございます。

起債の目的、災害復旧事業債、補正前が4,200万円、補正後が3,960万円。辺地対策事業債、補正前が9,880万円、補正後が9,800万円。

合計で、補正前が3億8,800万円、補正後が3億8,480万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更ございません。

それでは、12ページをお願いいたします。

## 2 歳入

1 款村税 1 項村民税 1 目個人910万円。 2 目法人180万円。

2 項 1 目固定資産税25万円。

3 項 1 目軽自動車税10万円。

4 項 1 目村たばこ税95万円。

5 項 1 目入湯税25万円。

2 款地方譲与税 1 項 1 目地方揮発油譲与税87万2,000円。

2 項 1 目自動車重量譲与税555万4,000円。

3 項 1 目森林環境譲与税59万6,000円。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 5 万4,000円。

4 款 1 項 1 目配当割交付金42万2,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、次のページをお願いいたします。 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金20万4,000円。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金665万6,000円。

7 款 1 項 1 目自動車取得税交付金291万円。

8 款 1 項 1 目環境性能割交付金73万4,000円。

9 款 1 項 1 目地方特例交付金142万5,000円。

2 項 1 目子ども・子育て支援臨時交付金1,009万1,000円。

10 款 1 項 1 目地方交付税 1 億6,198万9,000円。

11 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金30万円の減。

12 款分担金及び負担金 1 項分担金、次のページをお願いいたします。 1 目農林水産業費分担金26万1,000円の減。

2 項負担金 1 目総務費負担金24万2,000円の減。 2 目民生費負担金635万円の減。 4 目農林水産業費負担金 3 万円の減。

13 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目総務使用料197万6,000円。 2 目衛生使用料 8 万円の減。 4 目商工使用料7,000円の減。 5 目土木使用料55万6,000円。

2 項手数料 1 目総務手数料27万1,000円の減。 2 目衛生手数料40万5,000円。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金245万円の減。

次のページをお願いします。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金8,000円。 2 目民生費国庫補助金59万円の減。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金268万3,000円の減。

2 項県補助金 1 目総務費県補助金77万2,000円の減。 2 目民生費県補助金190万4,000円の減。

3 目衛生費県補助金34万1,000円の減。 次のページをお願いします。 4 目農林水産業費県補助金1,056万円の減。 5 目土木費県補助金65万5,000円の減。 6 目教育費県補助金39万4,000円の減。 7 目災害復旧費県補助金 9 万3,000円の減。

3 項委託金 1 目総務費委託金188万1,000円の減。

16款財産収入 2 項財産売払収入 1 目物品売払収入100万5,000円。

17款 1 項寄附金 1 目一般寄附金1,339万円。

18款繰入金、次のページをお願いいたします。 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 3 億1,710万円の減。 2 目ふるさと活性化事業基金繰入金22万3,000円の減。 3 目ふるさと大蔵村応援基金繰入金1,082万9,000円。

20款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料 1 目延滞金10万7,000円。

4 項 5 目雑入15万4,000円。

21款 1 項村債 3 目衛生債170万円の減。 5 目商工債100万円。 6 目土木債90万円の減。 7 目消防債10万円の減。 8 目教育債90万円。 9 目災害復旧債240万円の減。

次のページをお願いいたします。

### 3 歳出

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費400万4,000円の減。 3 目財政管理費 1 億4,727万9,000円。 5 目財産管理費972万円の減。 6 目企画費157万9,000円。 8 目地域振興費154万1,000円の減。 9 目情報システム費740万円の減。 10 目村営バス事業費922万7,000円の減。 次のページをお願いいたします。 13 目諸費317万6,000円の減。

2 項徴税費 2 目賦課徴収費94万円の減。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費25万2,000円の減。

次のページをお願いいたします。

4 項選挙費 5 目参議院議員選挙費89万3,000円の減。

5 項 2 目統計調査費90万4,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費428万7,000円の減。 3 目老人福祉費201万4,000円の減。 次のページをお願いします。 4 目障害福祉費687万4,000円の減。 5 目国民健康保険費193万1,000円の減。 6 目福祉医療費260万円の減。 7 目後期高齢者医療費32万3,000円の減。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費336万8,000円の減。 次のページをお願いします。 2 目児童福祉施設費1,935万円の減。 3 目児童措置費423万5,000円の減。

次のページをお願いします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費838万2,000円の減。 2 目成人老人保健事業費84万円の減。 3 目母子保健事業費30万円の減。 4 目予防費700万円の減。 5 目健康づくり推進費206万2,000円の減。 6 目環境衛生費85万3,000円の減。 7 目浄化槽費43万3,000円の減。

次のページをお願いします。

2 項清掃費 1 目清掃総務費70万円の減。

3 項 1 目簡易水道費1,200万4,000円の減。

6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費380万8,000円の減。 2 目農業総務費4,000円の減。 3 目農業振興費664万1,000円の減。 4 目水田農業経営確立対策事業費122万7,000円の減。 次のページをお願いいたします。 5 目畜産費20万円の減。 6 目農地費925万3,000円の減。

2 項林業費 1 目林業総務費104万1,000円の減。 2 目林道整備費93万8,000円の減。

次のページをお願いいたします。

7 款 1 項商工費 2 目商工振興費143万円の減。 3 目観光費238万円の減。 4 目スキー場管理費63万円の減。

2 項 1 目地域活性化促進費154万円の減。

8 款 1 項土木管理費 1 目土木総務費169万6,000円の減。

次のページをお願いします。

2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう総務費99万9,000円の減。 2 目道路維持費5,567万円の減。 3 目道路新設改良費1,096万円の減。 4 目橋りょう維持費119万8,000円の減。

次のページをお願いします。

5 項下水道費 1 目特定環境保全公共下水道費295万8,000円の減。

6 項住宅費 1 目住宅管理費29万8,000円の減。

9 款 1 項消防費 1 目非常備消防費112万8,000円の減。 2 目消防施設費510万2,000円の減。 次のページを御覧ください。 3 目水防費19万9,000円の減。 4 目危機管理費40万1,000円の減。 5

目防災無線管理費45万円の減。

10款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費137万7,000円の減。次のページをお開きください。

3 目スクールバス運行管理費561万4,000円の減。

2 項小学校費 1 目学校管理費262万4,000円の減。2 目学校教育費、こちらは財源内訳の変更でございます。5 目学校給食費20万円の減。

3 項中学校費 1 目学校管理費373万7,000円の減。次のページをお開きください。2 目学校教育費49万6,000円の減。5 目学校給食費23万4,000円の減。

4 項社会教育費 1 目社会教育総務費61万6,000円の減。2 目公民館費458万8,000円の減。3 目生涯学習センター管理費190万6,000円の減。4 目生涯教育推進費11万4,000円の減。次のページをお開きください。6 目文化財保護費55万5,000円の減。

5 項保健体育費 1 目保健体育総務費173万1,000円の減。3 目運動公園管理費87万1,000円の減。

11款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費 1 目耕地災害復旧費278万6,000円の減。次のページをお願いします。2 目林業災害復旧費100万円の減。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費590万円の減。

12款 1 項公債費 2 目利子674万5,000円の減。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時04分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第 8 議第 4 2 号 専決処分の承認を求めるについて

令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 議長（鈴木君徳君） 日程第 8、議第 42 号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

- 村長（加藤正美君） 議第 42 号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に 1,000 万 5,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,837 万 1,000 円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第 1 表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民課長。

- 住民税務課長（長南正寿君） 議第 42 号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年 6 月 4 日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の 60 ページをお開きください。

専第 2 号

令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,837 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年3月31日

大蔵村長 加藤 正 美

66ページをお願いいたします。

## 2 歳入

1 款 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税1,483万6,000円。2 目退職被保険者等国民健康保険税12万9,000円の減。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料 1 目督促手数料 2 万4,000円の減。

4 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金274万7,000円の減。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金193万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

## 3 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費80万円の減。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費720万円の減。2 目退職被保険者等療養給付費86万4,000円の減。

4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金113万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分 1 目一般被保険者医療給付費分、こちらにつきましては財源内訳の変更でございます。

7 款 1 項基金積立金 1 目国民健康保険基金積立金2,000万円。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 議第43号 専決処分の承認を求めるについて

令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第43号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村簡易水道特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第43号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から858万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,354万6,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債の補正は「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） 議第43号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、補正予算書の74ページをお願いいたします。

専第3号

令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ858万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,354万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年3月31日

大蔵村長 加藤 正 美

77ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、変更でございます。

起債の目的、簡易水道事業債、補正前の限度額が6,280万円、補正後の限度額が6,380万円。

合計、補正前が1億2,550万円、補正後が1億2,650万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ありません。

82ページをお願いいたします。

## 2 歳入

1 款使用料及び手数料 1 項 1 目水道使用料54万3,000円の減。

3 款 1 項 1 目繰入金1,200万4,000円の減。

5 款諸収入 1 項雑入 2 目事業補償費収入296万1,000円。

6 款 1 項村債 1 目水道債100万円。

次のページをお願いします。

## 3 歳出

1 款 1 項水道事業経営総務費 1 目水道管理費456万9,000円の減。

2 項水道布設費 1 目簡易水道布設費354万7,000円の減。

2 款 1 項公債費 2 目利子47万円の減。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10 議第44号 専決処分の承認を求めるについて

令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第44号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第44号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から369万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,076万5,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） 議第44号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の88ページをお願いいたします。

専第4号

令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和元年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ369万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,076万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年3月31日

大蔵村長 加藤 正 美

94ページをお願いします。

## 2 歳入

2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料73万8,000円の減。

3款1項1目繰入金295万8,000円の減。

次のページをお願いします。

## 3 歳出

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費341万5,000円の減。

2款1項公債費2目利子28万1,000円の減。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第11 議第45号 専決処分の承認を求めるについて

令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第45号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村へき地診療所特別補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第45号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から423万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,956万1,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 議第45号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤 正美

補正予算書の100ページを御覧ください。

専第5号

令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

令和元年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ423万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,956万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年3月31日

大蔵村長 加藤 正美

106ページを御覧ください。

2 歳入

1 款診療収入1項外来収入1目国民健康保険診療収入25万円。2目社会保険診療収入60万円。3目後期高齢者診療収入11万円の減。4目一部負担金5万円の減。5目その他の診療収入10万

円の減。

2 款使用料及び手数料 2 項手数料 1 目文書料14万円の減。

4 款 1 項 1 目繰入金518万9,000円の減。

6 款 1 項諸収入 1 目雑入50万円。

次のページを御覧ください。

### 3 歳出

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費403万9,000円の減。 2 目医師住宅管理費20万円の減。

以上、御審議の上、御承認してくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

## 日程第 1 2 議第 4 6 号 専決処分の承認を求めるについて

### 令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第46号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第46号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に230万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,163万2,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第 1 表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 議第46号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤 正 美

補正予算書の112ページをお開きください。

専第6号

令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和元年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,163万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年3月31日

大蔵村長 加藤 正 美

118ページをお開きください。

2 歳入

1 款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料83万9,000円。

3 款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1,115万5,000円。

2 項国庫補助金1目調整交付金658万円の減。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）16万円。3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）64万4,000円。

4 款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金222万9,000円の減。2目地域支援事業交付金7万1,000円の減。

5 款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金112万2,000円の減。

2 項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）9万1,000円の

減。2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）3万2,000円の減。

7款繰入金1項他会計繰入金、次のページをお願いします。1目一般会計繰入金27万9,000円。

2項基金繰入金1目介護保険介護給付基金繰入金73万1,000円の減。

9款諸収入2項雑入3目介護予防プラン作成料8万円。

次のページをお願いします。

### 3 歳出

1款総務費2項徴収費1目賦課徴収費25万円の減。2目滞納処分費1,000円の減。

3項1目介護認定審査会費36万4,000円の減。2目認定調査等費63万8,000円の減。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費、これは財源内訳の変更となります。3目施設介護サービス給付費302万4,000円の減。4目居宅介護福祉用具購入費9万3,000円。

次のページをお願いします。

3款1項基金積立金1目給付基金積立金647万8,000円。

4款地域支援事業費1項介護予防・日常生活支援サービス事業費1目介護予防・日常生活支援サービス事業費、これも財源内訳の変更となります。3目審査支払手数料7,000円。

3項包括的支援事業・任意事業費、次のページをお願いします。1目包括的支援事業費、これも財源内訳の変更となります。2目任意事業費、これも同じく財源内訳の変更となります。

以上、御審議いただき、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第13 議第47号 専決処分の承認を求めるについて

令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第47号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第47号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額から56万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,793万9,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債の補正は「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） 議第47号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書のほうの130ページをお願いいたします。

専第7号

令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,793万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年3月31日

大蔵村長 加藤 正 美

133ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、変更でございます。

起債の目的、下水道事業債、補正前の限度額が190万円、補正後の限度額が200万円。過疎対策事業債、補正前が190万円、補正後が180万円。

合計、補正前が380万円、補正後も380万円となります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

138ページをお願いいたします。

## 2 歳入

2款使用料及び手数料 1項 1目浄化槽使用料12万9,000円の減。

3款 1項 1目繰入金43万3,000円の減。

次のページをお願いいたします。

## 3 歳出

1款浄化槽整備事業費 1項 1目浄化槽管理費56万2,000円の減。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第14 議第48号 専決処分の承認を求めるについて

令和元年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第14、議第48号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵

村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

- 村長（加藤正美君） 議第48号専決処分の承認を求めるについて 令和元年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額から68万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,561万8,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

- 住民税務課長（長南正寿君） 議第48号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

令和元年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の144ページをお願いいたします。

専第8号

令和元年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和元年度大蔵村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,561万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年3月31日

150ページをお願いいたします。

2 歳入

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料50万円の減。 2 目普通徴収保険料17万円。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目事務費繰入金12万9,000円の減。 2 目保険基盤安定繰入金19万4,000円の減。

4 款 1 項 1 目繰越金 2 万9,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 4 万1,000円の減。

2 項 1 目徴収費 8 万8,000円の減。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金52万円の減。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金 3 万3,000円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第 15 議第 49 号 専決処分の承認を求めるについて

令和 2 年度大蔵村一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第15、議第49号専決処分の承認を求めるについて 令和 2 年度大蔵村一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第49号専決処分の承認を求めるについて 令和 2 年度大蔵村一般会計補正予算（第 3 号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に 3 億2,500万円を追加し、予算の総額を歳入歳

出それぞれ41億9,600万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第49号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、補正予算書の2ページ目をお開きください。

専第12号

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

令和2年度大蔵村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,600万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年4月30日

大蔵村長 加藤正美

それでは、8ページをお開きください。

2 歳入

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金3億2,500万円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

2款総務費1項総務管理費8目地域振興費3億2,500万円。

以上、御審議の上、御承認くださるようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。9番長南正一君。

○9番（長南正一君） この特別定額給付金の3億2,000万円の件ですけれども、1人当たり10万円の給付金だと思いますけれども、大蔵村の場合、5月のおおくら広報の人口を見ますと3,140人になっておりますね。1人当たり10万円ということになりますと、かなり人数的には水増しした形での交付金の受領ということになっています。申請する段階で基準日があって、それによって申請しての交付だと思うんですけれども、この差異についての処理はどういう形で行ったのか伺います。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 4月30日の現時点では、長南議員から説明を受けました4月27日時点での人口については、長南議員おっしゃるとおりでございます。ただし、その前の4月27日時点で、転入、それから転出した部分について、若干うちのほうに通知が来るのがタイムラグありまして、そういうのも勘案をしまして若干多めに予算上に措置しているわけでございます。それで、その差異については、当然予算執行はしない。それから、予算執行した分だけ国のほうに補助申請をするということで、給付した分と補助金はあくまでも同額というふうなことで、後ほど予算上で減額なり、使わなかった分については減額なりをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 今の答弁のとおりだと思うんですけれども、これだけ3,200人の人口の中で、そういう基準日があるとなれば、それに向けた常日頃の集計であれば、こういった差異は出てこないと思う。そういう正確性を期すためにもその把握のところをしっかりとっておく必要があるのかなと思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 本来であれば当然人数分、例えば3,000人であれば3,000人分の予算をとということであるのが当然だと思いますが、今言ったとおり、例えば転出してしまったという場合については、一応住定日が届出されるほうに転入した日にちによっても若干狂いが出てくるものですから、その逆も当然あり得ると思います。そういうのも勘案しまして、4月27日時点でうちのほうで村として押さえている金額をきっちり取ってしまうと、予算執行できない

部分も、給付できない部分の予算も出てくると思います。確かに少し多めに取ったのはうちのほうとしても反省すべき点あると思いますが、あくまでも余裕を持って予算措置をしないと後々支給に支障が出てくる、そういうふうなことを感じまして若干多めに予算措置をさせていただきました。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

○9番（長南正一君） やはり不足してはいけないというようなことで、そういう措置を講じられたというようなことだと思います。より今後正確性を期すようお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第16 議第50号 専決処分の承認を求めるについて

##### 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第16、議第50号専決処分を求めるについて 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第50号専決処分の承認を求めるについて 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に110万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,710万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第50号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分し

たので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤 正 美

それでは、補正予算書を御覧ください。2ページを御覧ください。

専第13号

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

令和2年度大蔵村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,710万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年5月14日

大蔵村長 加藤 正 美

それでは、8ページをお開きください。

2 歳入

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金110万円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

7款1項商工費3目観光費110万円。

以上、御審議の上、御承認くださるようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第17 議第51号 大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第17、議第51号大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第51号大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、現在支給しておりますお祝い品をお祝い金に変更するに当たり、大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 議第51号大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村慶祝金支給条例の一部を改正する条例

大蔵村慶祝金支給条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

提案理由でございますが、敬老祝い品を祝い金に改正することにより、高齢者自らの生活に沿った使い方ができるようになり、高齢者の意識高揚を図るものであります。

詳細につきましては、過日、議員全員協議会において御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議第52号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第18、議第52号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第52号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第52号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

提案理由につきましては、下に書いてありますけれども、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、内容説明を割愛させていただきたいと存じます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議第53号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第19、議第53号大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第53号大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金を定める必要があるため、大蔵村国民健康保険条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第53号大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例

大蔵村国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）の一部を次のように改正する。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した国保被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため、提案するものでございます。

改正内容につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、内容説明を割愛させていただきたいと思っております。

2ページ目、上段をお願いいたします。

附則。この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日までの間に属する場合に適用する。

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 全員協議会のほうでちょっと聞けばよかったですけど、この被保険者とはいうものの、給与等というくくりがあるということで、例えば自営業者、事業主そのものは含まれないという改正でしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） ちょっとお待ちください。すみません。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 疾病手当金につきましては、給与収入を日数で割り算して、3分の2を見て、実際支給対象となる分を支払うことになっておりますので、給与収入という形になります。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 厚生労働省のほうでも被用者というくくりになっていまして、パートやアルバイトなどを基本的には想定した場合ということや、あとは青色専従者で給与が払われているという形になるわけですが、いわゆる肝腎の一番の事業主の部分については、事業所得等々になるということで、給与という形態ではないとなると、ここは国のほうの支援との関係で課題はあるんですが、事業主、農業者、自営業者本人は除かれるということで、そういう解釈でしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 事業主の場合、例えば青色の法人とかから給料をもらっている場合はなるかと思いますがけれども、まずは、疾病手当金につきましては、要綱で定めるほかの減免と違いまして、第一の条件として、コロナウイルスに感染した方または発熱等の症状がないとこれに合致しないので、なかなかそういう方は、うちのほうは13人、感染症に感染した方がいらっしゃいます。そのほかにも発熱等で疑いがある方等いらっしゃったと思うんですけども、全員がこの条例に合致するとはちょっと、減免とは違って、こっちはなかなか該当する方が多くはないのだろうなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） いや、いろんな細かい条件は別として、くくりとして、事業収入のある

事業主の場合は、給料と違って収入が一定ではないので、こういった制度制限や技術的な問題はあるとは思うんですが、その事業主で事業所得の方がこれに含まれるのかどうかという点について、ほかの要件はもちろんあると思うんで、そこは個別でしょうけれども、まず、くくりとしてそもそも事業主を除外しているのか、事業所得の事業主を除外しているのか。それとも、それも含んだ上でこの要件を見ていくのか。ここだけ聞きたいんですが。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 個人事業主でも給与が支払われているような青色の申告をなさっている方とか、それから、先ほども申しあげましたけれども、法人で、その事業主が給与支払い報告書、源泉徴収票を頂いている場合は、該当になるかと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議第54号 大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第20、議第54号大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第54号大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、下水道事業審議会の答申に伴い、指定給水装置工事事業者の指定及び更新に係る手数料を追加するため、大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） 議第54号大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村簡易水道給水条例の一部を改正する条例

大蔵村簡易水道給水条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第1項に次の2号を加える。

（3）給水装置工事事業者指定手数料 1件につき1万円

（4）給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき1万円

附則。この条例は、令和2年7月1日から施行する。

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

これまで大蔵村のほうでは給水装置工事事業者の登録手数料につきましては徴収していませんでしたが、工事事業者の指定登録は特定の事業者提供される行政サービス、役務でありますので、その対価として登録手数料を徴収することとしたものでございます。

更新につきましては、水道法の改正によるものでございまして、5年ごとに更新していただくこととなります。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議第55号 大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例  
の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第21、議第55号大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第55号大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、下水道事業審議会の答申に伴い、指定下水道工事店の指定及び更新に係る手数料を追加するため、大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和弘君） 議第55号大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例

大蔵村特定環境保全公共下水道条例（平成16年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第19条の2 村長は、次の各号の区分により、指定工事店の指定の申請者から手数料を徴収する。

（1）指定下水道工事店指定手数料 1件につき1万円

（2）指定下水道工事店指定更新手数料 1件につき1万円

附則。この条例は、令和2年7月1日から施行する。

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤 正 美

提案理由につきましては、水道の条例改正と同じでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

の制定について

- 議長（鈴木君徳君） 日程第22、議第56号大蔵村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

- 村長（加藤正美君） 議第56号大蔵村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の申請を受けるため、大蔵村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

- 住民税務課長（長南正寿君） 議第56号大蔵村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大蔵村後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）広域連合条例第7条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療の被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する申請を受け付ける必要があるため、提案するものです。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日、6月5日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時18分 散会



令和2年6月5日（金曜日）

第2回大蔵村議会定例会会議録  
(第2日目)

令和2年6月5日（金曜日）

出席議員（10名）

1番	芥藤光雄君	2番	八  歙  信  一  君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口  智  君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤  勝  君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	加藤正美君
副 村 長	安彦加一君
教 育 長	有馬真裕君
総 務 課 長	滝沢恒彦君
産 業 振 興 課 長	越後  享  君
住 民 税 務 課 長	長南正寿君
健 康 福 祉 課 長	国分浩一君
地 域 整 備 課 長	高山和弘君
危 機 管 理 室 長	佐藤克也君
教 育 課 長	矢口真二郎君
会 計 管 理 者	鳴海由紀子君
診 療 所 事 務 長	小野秀司君
産 業 振 興 課 長 補 佐	若槻  寛  君
健 康 福 祉 課 長 補 佐	田部井英俊君
教 育 課 長 補 佐	羽賀明美君
住 民 税 務 課 長 補 佐	中島輝美君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      早 坂 勇 一 君

---

議事日程 第2号

令和2年6月5日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 議第57号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて
  - 第 2 議第58号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて
  - 第 3 議第59号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて
  - 第 4 議第60号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて
  - 第 5 議第61号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて
  - 第 6 議第62号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて
  - 第 7 議第63号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて
  - 第 8 議第64号 字の区域の変更について
  - 第 9 議第65号 消防団耐火訓練服等の購入契約について
  - 第10 議第66号 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）
  - 第11 議第67号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
  - 第12 議第68号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
  - 第13 議第69号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日は2名の方の一般質問、議案の慎重審議、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 議第57号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第57号農業委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 改めまして、おはようございます。

昨日の本会議、一般質問、そして議会審議、誠にお疲れさまでございました。今日もまたよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案の説明を申し上げます。

議第57号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、農業委員会委員の斉藤徳美氏が令和2年7月19日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字合海48番地、斉藤徳美氏を同委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により議会の御同意をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第2 議第58号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第58号農業委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、佐藤 勝君には除斥として議場から退場を求めます。

〔7番 佐藤 勝君 退場〕

- 議長（鈴木君徳君） 提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。
- 村長（加藤正美君） この議案は、議第57号と同じ案件でございます。

議第58号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、農業委員会委員の佐藤 勝氏が令和2年7月19日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字南山1037番地、佐藤 勝氏を同委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により議会の御同意をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

佐藤 勝君。

〔7番 佐藤 勝君 入場〕

---

### 日程第3 議第59号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

- 議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第59号農業委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、八鍬信一君には除斥として議場から退場を求めます。

〔2番 八鍬信一君 退場〕

- 議長（鈴木君徳君） 提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。
- 村長（加藤正美君） これも同案件でございます。

議第59号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、農業委員会委員の八鍬信一氏が令和2年7月19日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字赤松1899番地5、八鍬信一氏を同委員に任命したいので、農業委員会等に

関する法律の規定により議会の御同意をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

八鍬信一君。

〔2番 八鍬信一君 入場〕

---

日程第4 議第60号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第60号農業委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） これも同案件でございます。

議第60号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、農業委員会委員の三條清美氏が令和2年7月19日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字清水1474番地、三條清美氏を同委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により議会の御同意をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第5 議第61号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第61号農業委員会委員の任命に同意を求めるについてを議

題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） これもまた同案件でございます。

議第61号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、農業委員会委員の佐藤昌子氏が令和2年7月19日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字清水2537番地、佐藤昌子氏を同委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により議会の御同意をお願いするものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第6 議第62号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第62号農業委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） これも同案件でございます。

議第62号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、農業委員会委員の鈴木利夫氏が令和2年7月19日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字清水2061番地3、鈴木利夫氏を同委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により議会の御同意をお願いするものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第7 議第63号 農業委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第63号農業委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） この案件の最後というふうなことで、7件目になります。

議第63号農業委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、農業委員会委員の国分 明氏が令和2年7月19日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字清水177番地7、国分 明氏を同委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により議会の御同意をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第8 議第64号 字の区域の変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第64号字の区域の変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第64号字の区域の変更について。

この議案は、字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第64号字の区域の変更について

別紙変更調書のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67

号) 第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤 正 美

次のページをお開きください。

変更調書として、大字赤松、それから大字清水の一部を、右の変更後の大字、それから字名に変更するものでございます。

県営赤松通り地区土地改良事業に伴って字の変更をする必要があるため、御提案したものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議第65号 消防団耐火訓練服等の購入契約について

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第65号消防団耐火訓練服等の購入契約についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第65号消防団耐火訓練服等の購入契約について。

この議案は、去る令和2年5月19日に入札を執行した結果、新庄市五日町1279番地の5、近藤防災株式会社、代表取締役近藤新一と消防団耐火訓練服等購入に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第65号消防団耐火訓練服等の購入契約について

次のとおり消防団耐火訓練服等の購入契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67

号) 第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 消防団耐火訓練服等の購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 823万9,550円
- 4 契約の相手方 山形県新庄市五日町1279番地の5  
近藤防災株式会社  
代表取締役 近藤新一

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

2枚目をお開きください。

(仮) 契約書を添付しております。

この入札については、5者を指名をいたしまして、予定価格、税抜き750万5,600円とし、近藤防災が税抜き749万500円で落札をしたものでございます。消費税合わせて、契約金額は823万9,550円になります。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長(鈴木君徳君) 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。
- 3番(佐藤雅之君) 防火訓練用なんです、何着分に当たるんですか。
- 議長(鈴木君徳君) 佐藤危機管理室長。
- 危機管理室長(佐藤克也君) このたびの着数については、消防団員と、あとは部署外派遣する役場の関係職員になりまして、消防団員の分として252名分、あとは関係職員の分として15名分の数量で発注しております。

以上です。

- 議長(鈴木君徳君) 7番佐藤勝君。
- 7番(佐藤勝君) 同じ質問ですから、いいです。
- 議長(鈴木君徳君) 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(鈴木君徳君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第66号 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第66号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第66号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に8,100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,810万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債の追加及び変更につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 〔以下、各担当課長より議案の詳細説明〕

それでは、予算書の2ページをお開きください。

議第66号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

令和2年度大蔵村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,810万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、5ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

初めに、追加の部分でございます。

起債の目的、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、2,950万円。

次に、変更の部分でございます。

起債の目的、学校教育施設等整備事業債、補正前の限度額が2,700万円、補正後の限度額が1,680万円。

合計で、補正前が4億4,670万円、補正後が4億3,650万円となります。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

それでは、10ページをお開きください。

## 2 歳入

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金703万3,000円。5目教育費国庫補助金1,221万1,000円。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金858万円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金3,378万円。

20款諸収入4項5目雑入9万6,000円。

21款1項村債8目教育債1,930万円。

次のページをお願いいたします。

## 3 歳出

2款総務費1項総務管理費9目情報システム費37万3,000円。12目諸費121万円。

3項1目戸籍住民基本台帳費703万4,000円。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費20万円。3目老人福祉費13万7,000円。

4款衛生費1項保健衛生費、次のページをお願いします。1目保健衛生総務費725万1,000円。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費1,115万4,000円。

2項林業費2目林道整備費1万円。

7款1項商工費2目商工振興費50万円。3目観光費320万円。

次のページをお願いいたします。

9款1項消防費2目消防施設費86万円。3目水防費4万7,000円。4目危機管理費210万8,000円。

10款教育費2項小学校費2目学校教育費2,883万1,000円。

3項中学校費1目学校管理費、こちらにつきましては財源の変更でございます。2目学校教育費1,756万4,000円。

次のページをお開きください。

4項社会教育費2目公民館費9,000円。3目生涯学習センター管理費6万円。

5項保健体育費1目保健体育総務費4万9,000円の減。

12款公債費1項公債費1目元金50万1,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 13ページをお願いします。12節ですね。死亡事故記念品作成委託料という、その中身はどういうものですか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 死亡事故7,000日を11月に迎えられる予定となっております。そのため、前回同様程度の1世帯当たり約1,000円の予算を計上させていただきました。内容につきましては、ただいま検討中ございまして、後ほど、3案ほど検討して、これからその3案を1案に絞って、製作にという流れとなっております。今のところ、まだ何を作るか、どういうものをおあげするかは決まっております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 14ページ、15ページの観光費なんですけど、全員協議会で聞いたんですが十分に聞けなかったんで、新聞報道等もあるわけなんですけど、これは大変いい企画だと思うんですけど、具体的に、これどういうふうな形で実施をするんでしょうか。新聞等々で見ると、いでゆ館で発売するというか、発売というか、いでゆ館が関わるというふうなことなんですけど、イメージとしては、お客さんが各旅館に泊まって、これを利用するとなると、旅館がいでゆ館を通して村に申請するような精算の仕方になるんでしょうか。その辺、詳しく教えていただきたいなど。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 現在のところ、検討をしているところでございますけれども、各旅館は、予約時に対象者に確認し、肘折いでゆ館に連絡します。肘折いでゆ館のほうでは、旅館の請求書をもって、それで旅館のほうに支払うということです。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 大体分かりました。ちょっと中身は、宿泊者自身が何か手続をどっかでやらなくてはいけないのかなというふうに考えている方もいたもんですから、あくまでも旅館で、そこで申請をすれば旅館が手続をするという理解で、分かりました。了承しました。

- 議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。
- 9番（長南正一君） 15ページの18節、経営維持支援金の補助裏の件ですけれども、この対象内容についてはどういう形になるのか、これを伺いたいと思います。
- 議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。
- 産業振興課長（越後 享君） この分に関しては、さきに第1回目の経済対策で予算を措置して、支払い完了しているわけなんですけれども、それに若干漏れた方、事業所があります。その分の補正予算でございます。内容的には、飲食店が4件、それから肘折温泉で実施している朝市組合、計5事業所ということでございます。

以上です。

- 議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。
- 討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。
- これより採決いたします。
- 本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第67号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第67号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

- 村長（加藤正美君） 議第67号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。
- この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に60万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,820万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。
- 住民税務課長（長南正寿君） 補正予算書の22ページをお開きください。

議第67号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,820万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

28ページをお願いいたします。

## 2 歳入

4 款 県支出金 1 項 県補助金 1 目 保険給付費等交付金60万円。

次のページをお願いいたします。

## 3 歳出

2 款 保険給付費 6 項 1 目 傷病手当金60万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 昨日もちょっと条例のほうで議論になったんですが、対象者は極めて少ないと思います。ただ、広報の仕方ですね。一般的に、減税というか、住民税の減税なんかのような形で広報するには、あまりにも対象者が少ないんじゃないかと。ただ、逆にあなたが対象者ではないんですかという形であまり個別にすると、感染者を村が何か把握しているかのような感じにも受け取られる場合もあると思うんで、どういったような形で対象者に的確に届くような形で広報するつもりでいますか。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 感染者については、うちの課では把握しておりません。それから、感染と疑われる方も、これもまた誰も分からないことでしょうから、PR方法につきましては、今のところは村のホームページでは出す予定でおりますけれども、果たしてこれが全戸配布の紙ベースのチラシが必要なかどうかは、これからちょっと検討をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 答弁は要りませんが、なかなか全戸配布するまでもないようなところもありますけれども、間違っ、これ自分も対象ではないかという、一般の病気で思ったりして、変な誤解になったり、そこで無駄が生じないような的確な執行を、PRをしていただきたいと思ひます。いいです。（「いいですか」の声あり）もしあれば。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 先ほども申し上げましたが、紙ベース全戸配布はちょっとなかなか多いので、ただし、国保と、それから国保連のほうのPRもしなければならぬので、紙媒体の全戸配布については、これからちょっと課の中で検討をしてみたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第68号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第68号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第68号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に725万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,305万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 予算書の34ページを御覧ください。

議第68号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ725万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,305万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

40ページを御覧ください。

## 2 歳入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金725万1,000円。

次のページを御覧ください。

## 3 歳出

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費725万1,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議第69号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第69号令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第69号令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に41万1,000円を追加し、予算の総額を

歳入歳出それぞれ4億6,691万1,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 議第69号令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,691万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月4日提出

大蔵村長 加藤正美

52ページをお開きください。

2 歳入

3款国庫支出金2項国庫補助金4目介護保険事業費補助金27万4,000円。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金13万7,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費41万1,000円。

以上、御審議くださり、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年第2回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

誠に御審議ありがとうございました。

午前10時46分 閉会

---

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員